



Title	独占禁止法上における競争概念の検討（1）
Author(s)	丹宗, 昭信; TANSO, Akinobu
Citation	北大法学論集, 22(1), 1-52
Issue Date	1971-06-26
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16119
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_p1-52.pdf



独占禁止法上における

競争概念の検討 (1)

丹 宗 昭 信

独占禁止法上における競争概念の検討 (1)

序 論 — 競争概念検討の意義 —

- (一) 競争概念の適用範囲の拡大
 - (二) 競争概念の問題情況
 - (三) 独占禁止法上の競争概念の多義性
- 一、第二条四項にいう競争概念の意義と問題点
- (一) 第二条四項にいう競争概念の意義
 - (二) 現行の定義規定に至るまでの沿革
 - (三) 第二条四項の競争概念に対する批判的見解
- 四 独占禁止法の各条項にいう競争概念の意味の差異

二、完全競争概念より有効競争概念への移行

(一) 完全競争概念の意義と機能

(二) 完全競争理論より有効競争理論への移行とその背景

(三) 有効競争理論の内容

(四) 有効競争のもつ三つの主要な側面 (以上本号)

三、寡占市場と有効競争 — 顕在的競争 —

四、寡占市場と有効競争 — 潜在的競争 —

五、中小零細企業市場といわゆる過当競争

六、いわゆる経済の二重構造と競争形態の錯綜

結 び

序論 — 競争概念検討の意義 —

(一) 競争概念の適用範囲の拡大

(1) 競争概念は、経済学上の重要な基礎概念の一つであるのみならず、経済法学上の最も重要な基礎概念の一つでもあることは、今日の経済法学の専攻者にとっては、ほとんど共通の諒解事項であらうかと思う。経済法の中心法としての独禁法は、資本主義経済社会における「公正かつ自由な競争」の促進を目的（独禁法一条）として制定された法律であり、競争制限行為（二条）や競争阻害行為（九条）等を中心に、違法行為類型を構成した法体系であることは周知のとおりである。かくて競争概念は、独禁法の全法体系を支える中心概念であるのみならず、かような独禁法をケルンとして構想される経済法学にとって、最も重要な基礎概念であることは容易に理解されるところであらう。経済

学が、資本の運動を法則科学的に把握しようとする学問であるのに対して、経済法学は、競争を媒介として展開される資本の運動（経済の流れ）に、国家が競争維持や競争制限等の手段を用いて介入しようとする政策立法の体系である。したがって競争概念は、経済法学における扇的的地位（かなめ）を占めることになっている。

(四) 昨今アメリカにおいては、繊維問題を契機として保護貿易（法案）が問題となっているが、²資本主義経済の立場にたつ限り、自由競争は、国内経済においてのみならず国際経済においても、基本原則たることを失わないであろう（現実には関税による国内産業の保護や国際カルテルによる競争制限は存在するが）。昭和三〇年代から四〇年代前半にかけての経済の自由化（貿易・資本の自由化）は、自由主義経済の必然的な国際化現象であって、資本主義経済の立場にたつ限り、いかなる政府といえども、多かれ少なかれ、自由競争——自由競争の程度と様態は、当該資本主義国の経済発展の程度とその国のおかれている国際経済的立場によって異なるであろうが——を、国家の経済政策の中に採り入れざるをえないであろう。³その意味からも、競争概念は、今日の国際経済および国際経済法上の重要な基礎概念となっている。例えば、ECS CやEECの独禁政策、OECDにおける制限的商慣行専門委員会の独禁政策への関心、⁴アメリカ反トラスト法の一部域外適用問題、⁵外国企業への日本の独禁法の域内適用問題、あるいは国際不正競争法の問題等々、競争へのかかわり方に強弱、広狭の差はあれ、今日では、国際経済法においてさえも、競争概念を顧みることなしにはすまされないであろう。

(六) さらに、昭和二二年独禁法が制定されたにも拘らず、あまり動揺を見せなかつた経済行政（法）も、国際的な自由化の嵐の中では、次第に自由化の波をかぶらざるをえず、競争原理によって次第に浸透されつつあることは注目されるべき現象であろう。この数年来、大蔵、通産、農林、建設、運輸等の経済官庁が、経済行政を行なうに際して——例えば行政指導や許認可行政は特に最近行政法上も問題とされているところである——競争原理を踏まえた判断を示さざる

をえなくなつてきていることは、そのことの現われとみてよいであろう。経済統制（法）の伝統に慣れてきた日本の経済官庁が、競争原理による洗礼を受けつつあることは、時代の流れとはいへ、劃期的なことといわねばなるまい。かように競争概念は、国内・国際経済法上の重要な基礎概念であるのみならず、経済行政法の体系を再検討するための重要な判断基準たる機能をも果すことになりつつあるのである。

(二) 競争概念の問題情況

(1) ところで、かように国内・国際経済法上の重要な基礎概念であるのみならず、独禁法上の鍵やく概念でもある競争概念でさえ、今日なお必ずしも十分に明らかにされているとはいへない難い情況にある。⁽⁶⁾ というよりは、競争概念は、わが独禁法上において、今日まで未開拓のままに放置されてきた法概念であるといつても過言ではあるまい。

高度成長を終えた日本経済は、一方では、寡占体制を確立すると同時に、他方では、前近代的ともいうべき労使関係を残存せしめた中小零細企業群を擁して、いわゆる経済の二重構造を定着させている。これらの経済構造に対応した有効な競争秩序を確立するためには、政策概念としてどのような競争概念を樹立すべきかを検討する必要がある。というのは、寡占市場構造の上で展開される競争と、中小零細企業の市場構造上で展開される競争とは、その形態と性格を異にするであろうことは、多少とも経済学や経営学に関心をもっている者にとつては周知のことに属する事柄である。にもかかわらず、市場構造の相違に対応する競争のあり方を、妥当に規制するための規制基準たる競争概念は、未だ法概念としてはほとんど解明されていない状態にある。

さらに範圍を独禁法上の問題に限定して考えても、寡占規制——特に管理価格の規制——、再販売価格維持規制、あるいは縦の結合や系列化による不当な取引制限の規制等の問題は、独禁法第二条四項の「競争」概念や日本の判例に見られる程度の競争概念では、も早問題を十分解決しえなくなつているのである。

競争概念を「社会科学」に（「経済学的・法律的に」といった方がより適切）検討し直すことにより、寡占規制や中小企業規制の基準となる法概念としての競争概念の確立が、今日強く要請されているのである。

(9)ところで、アメリカ反トラスト法の継受(昭二二)以来、日本の独禁法も、二十余年の歳月を経て―それを基礎に日本経済は、驚異的な成長発展を遂げてきたが、それと同時に多くの難問をも露呈してきている―、今日まで展開を遂げてきたのであるが、独禁法上の競争概念については―経済学者の有効競争論を除いて―ほとんど見るべき研究はなされていないようである。

客観的事実を基礎として、そのなかから共通項を抽出し、理論構成を進めていく社会科学的思想の伝統の浅い日本の法学界の土壌では、たとえ経済学のなかにアメリカの有効競争理論が導入されたとしても、それが、科学的手続を経て、独禁法のなかに導入され消化されることは、なかなか容易ではないようである。私が本稿で試みようとする競争概念の検討は、アメリカの経済学上・法律学上の概念である有効競争概念に触発されつつ、わが独禁法上の競争概念をどのように理解すべきかを考察しようとするものである。より具体的にいえば、競争秩序維持法としての独禁法のなかに、どの程度有効競争概念を導入しようのか？ 導入しえない市場構造の分野では、どのような競争概念を構成すべきかといった問題を考察しようとするものである。

(三) 独禁法上の競争概念の多義性

(1)これまで独禁法上の競争概念は、いずれの条項のそれも同義であるかのように解されてきた節があるが、果してそうであらうか？

経済学的意味の競争概念は、(1)個別的な当事者間の競争行為を指す場合と、(2)国民経済全体において果す競争の機能を指す場合（作用としての競争の機能を指す場合）とに大別されよう。国家が公共政策として、経済に介入する場

合には、競争制限的な個別的行為に介入する場合であれ、何らかの意味で全体としての公共政策の一環に連なるものでなければなるまい。その意味で、個別的な当事者間の競争行為が、独禁法によって規制される場合にも、それは、国民経済全体との関連における競争秩序維持の一環に連なっている場合であって、その判断基準としての競争概念は、そのような国民経済的観点からみたら市場機能維持に適合した内容をもつものでなければなるまい。しかし、「私的独占」や「不当な取引制限」行為のような、個別的な競争当事者間の競争制限行為を規制する場合の判断基準としての競争概念と、合併（一五条）や株式取得（一〇・一一・一四条）により競争制限的市場構造へ変えることをチェックするための判断基準としての競争概念との間には、その内容にかなりニュアンスの相違が認められるであろう。

「私的独占」や「不当な取引制限」も、「合併制限」や「株式取得の制限」（その他第四章の実体規定）も、共に同じ「競争の実質的制限」という文言を違法判断の基準としてはいるが、各条項が関与し規制しようとする競争のディメンションは、かなり異っているからである。したがって、独禁法が同じ「競争の実質的制限」という文言を用いている場合でも、競争概念の内容を劃一的に一律に理解することは、競争秩序の妥当な規制とはならないであろう。個別的な競争制限行為として規制される場合の競争のディメンションと、国民経済全体としての競争機能維持を目的として規制される競争のディメンションとは、規制される競争の側面が異なるのは当然である。競争秩序維持政策立法たる独禁法は、規制さるべき競争の実体の側面に即応した競争規制手段を法条化するべきである。したがって、有効競争維持という政策目標を実現するためには、まず現実の競争構造の実体を明らかにし、それに即した有効適切な手段を見出すべきである。いかえれば、競争制限や競争阻害を規制するための各法条の構成は、競争制限や競争阻害をもたらす市場行動や市場構造を適確に把えた上で、それを妥当に規制しようように構成されているか否かを検討する必要があるのである。

(2) 右のような趣旨での競争概念の検討に当っては、アメリカにおける有効競争概念の内容と性格の解明が、多くの有益な示唆を与えるようである。というのは、有効競争概念は、一九三・四〇年代に、メイソンやクラーク教授等によって、経済学上の分析概念としての独占概念と、法的な評価基準としての私的独占概念や不当な取引制限概念とを統一的総合的に把握するために創出された概念だからである。⁽¹⁾ かような経済学上・法律学上の概念としての競争概念の検討に当っては、まず独禁法第二、四項に規定する「競争」概念の意味内容を明らかにし、その「競争」概念が、果して今日の経済秩序を規制する判断基準として妥当なものであるかどうか、もし妥当でないとするればどのような競争概念が考えられるべきかといった筋道で検討したいと思う。

そのためには、(i) 独禁法の各条項にいう競争概念の内容はどのように異なるのか？ (ii) 各条項にいう競争概念は、第二、四項の「競争」概念とどこまで整合するのか？ といった点が明らかにされる必要がある。そして、かような法概念(＝判断基準)としての競争概念に、妥当な内容を賦与するためには、まず、最近経済学者によって盛んに紹介されている有効競争理論を検討し、日本の独禁法にそれがどの限度まで採用されるのか、またどのような点が採用し難いものであるのかを明らかにする必要があるように思われる。

結論を先にいえば、有効競争概念は、確かに寡占問題処理のための理論としては独禁法上採用しうる有用な概念であるが、中小零細企業間の競争規制の判断基準としては、有効な判断基準たりえないであろう。とすれば、中小零細企業の市場では、どのような競争概念が判断基準として採用されるべきであろうか？

以上のように、独禁法上の競争概念の孕む問題は、経済法就中独禁法の根底にかかわる大問題であると同時に、それは高度に経済政策的内容をもつ極めて複雑な性格の問題でもある。かような競争概念であるだけに、その本格的究明が強く要求されるところである。しかしその本格的究明のためには、まず独禁法全体のベースクティブをうる

ことが、最少限度要求されることであり、かつその上に独禁法のよってたつ経済理論や経済政策理論についての相応の理解が要求されるのである。かように難かしい前提条件の充足を必要とする問題であるだけに、私はこれまで、この問題に取り組むことを躊躇せざるをえなかった。このたび蛮勇を奮つてこの問題の解明に取り組んでみたわけであるが、筆を取ってみて、やはり準備不足であることを痛感せざるをえなかった。十分な解明をなしえないまま論文を發表することはなほだ不本意であるが、止むをえない。大方の御批判と御教示をえて、今後さらにこの問題の解明を深めて行きたいと考え、あえて中間報告のつもりで、本稿を發表する次第である。

(1) 今日では、独禁法を中心において経済法を体系化する考えは通説といえよう。拙稿「経済法学の独自性」(経済法(学会機関誌)一九五八年)二〇頁以下、正田彬「経済法における経済的従属関係」(法学研究三九卷二二二頁以下、今村成和「経済法について」北大法学論集一八卷二二九頁以下、その外。

(2) 最近の新聞では、極めて重大なニュースとして織維問題がしばしば紙面をにぎわしている。いろいろの雑誌にも特集されたりしているが、最近のものとしては、特集「転換する貿易政策」(エコノミスト、一九七〇年九月二九〇号)は面白い。

(3) 資本自由化の問題も、この数年來新聞やジャーナリズムで喧ましくさわがれているので、今さらここであらためて説くまでもなからう。特集「資本自由化と日本経済」(経済評論昭和四二年六月号)、特集「資本自由化と国益」(エコノミスト一九七〇年九月一日号、その外単行本としても、自由化問題を論じたものは多いが、ここでは略することにした)。

(4) OECD編、公取委事務局訳編・海外主要国の独禁法(商事法務研究会昭和四五年)に詳しい。

(5) 松下満雄・独占禁止法と国際取引(東大出版会)一三七頁以下。

(6) 拙稿「独禁政策と許認可行政」(ジュリスト四六〇号 六六一七二頁)。

(7) 金沢良雄・今村成和、経済法、独占禁止法(法律学全集52)三八―四二頁及び今村・伊従・後藤、独占・公正取引(経営法学全集12)六八―七四頁、公取委事務局編・改正独禁法解説八七頁、正田彬・コンメンタール独占禁止法(日本評論社)九五頁以下等に、大体同じような見解があるが、法律論として、それら以外に競争概念について本格的に論及したものは見当らない。

- (8) 小西唯雄・反独占政策と有効競争(有斐閣昭四二)、長守善編・寡占と有効競争(中央大学出版部一九六七年)、アメリカのそれについて書いたものとしては、実方謙二「新ジャーマン法と有効競争の理論」商学討究一四卷四号(一九六四年二月)九三頁以下。
- (9) 経済学的観点から競争概念を整理したものとしては、久留間敏造編・Marx-Lexikon zur Politischen Ökonomie(大月書店一九二八年)、寺園徳一郎・資本と競争(ミネルバ書房)を参照した。これらは「資本論」における競争概念について説いたものである。小西唯雄・反独占政策と有効競争や長守善・寡占と有効競争は近代経済学の立場から競争概念に論及したものである。この外にもこの種の経済学者の文献はかなり多い。有効競争についての外国論文としては、J. M. Clark, *Toward a Concept of Workable Competition*, 30 *American Economic Review*, p. 241 (June, 1940). J. M. Clark, *Concepts of Competition and Monopoly*, 45 *American Economic Review*, pp. 450—490 (May, 1955). G. J. Stigler, *The Extent and Bases of Monopoly*, 32 *American Economic Review*, pp. 1—22 (June, 1942). Paul J. McNulty, *Economic Theory and the Meaning of Competition*, *Quarterly Journal Economics*, pp. 639—656 (1962) 等々がある。
- (10) E. S. Mason, *Monopoly in Law and Economics*, 47 *Yale L. Jour.*, pp. 34—38 (1937—38).

一、第二条四項にいう「競争」概念の意義とその問題点

(一) 第二条四項にいう「競争」概念の意義——独禁法第二条四項は、競争の概念を次のように定義する。

「この法律において競争とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることができている状態をいう。但し、第四章における競争には、第二号に規定する行為をし、又はすることができている状態は含まれないものとする。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」と。

第二条四項一号の「同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること」という規定は、一般に売手競争の

關係を、同項二号の「同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること」という規定は、買手競争の關係を規定したものと*いわれる*。したがって、本法における競争とは、売手競争又は買手競争「をする行為をし、又はすることが出来る状態をいう」ことになる。すなわち競争とは、「同一の取引分野に属する二以上の事業者が相互に自己の販路又は顧客を増大しようと努力することによって、相手の販路又は顧客を奪い得る關係にある状態をいうと解されている」⁽¹⁾。このような關係にあれば、二以上の事業者は競争關係にあるといわれる。競争關係にある者の中、競争の当事者を「競争者」という。競争關係は、(1)一定の地理的範圍と (2)同一ないし類似の商品の間に成立する。(3)同一ないし類似の商品についても取引段階を異にする者の間には通常競争關係は成立しない。同一の取引段階に競争關係は成立する。この定義規定は売手ないし買手間におけるかような競争關係の存否を明らかにしているが、しかし「私的独占」や「不当な取引制限」の判断基準となる競争の実質的内容は、この定義規定からは示されていない。せいで競争關係の成立のための人的・商品的要件が示されているのみで、競争概念の定義としてははなはだ不充分である。そこで、かような競争關係を示すにすぎない定義規定の由来をふりかえることにより、本定義規定の意味内容とその限界を理解する助けにしたいと思う。

(二) 現行の定義規定に至るまでの沿革

昭和二四年の独禁法改正前においては、競争ないし競争者概念は、「この法律において競争又は競争者とは、潜在的な競争又は競争者を含むものとする」(一条二項)と規定されていたにすぎなかった。ところが、昭和二四年の改正によって、企業合同に関する第四章の規定が設けられたことによって、競争關係の有無を明確にする必要が生じ、現行第二条四項の定義規定が置かれたのである。

というのは、役員兼任の制限(一三条)、株式保有の制限(一〇・一一・一四条)規定が設けられ、これらの条文との

関係で、競争関係の認定が必要とされるに至ったためである。

この改正により、競争関係にあるか否かの判定基準として競争概念が重要な機能を果たすに至ったのである。右の定義規定によって、競争関係にある状態の意義が明らかにされ、(a)競争には買手競争と売手競争が含まれること、ただし(b)企業合同の制限を内容とする第四章の競争関係からは、買手競争の場合が除外されることを明らかにすることによって、企業合同の制限の範囲を明らかにしようとしたのである。昭和二四年の定義規定の改正は、以上のように、競争関係の存否の判断基準を明確にするための改正であったが、それは、昭和二八年の改正により、第四章の企業合同に関する規制の緩和がなされたため、企業合同規制条項としての第四章の意義がうすれ、その結果、競争関係の存否についての判断が重要性を失うに至った(現行法上第一三条二項三項、第一四一条一項二項にいう競争関係が問題とされるに止まる)。かくて競争関係の存否を示すための定義規定としての第二一条四項の意義も減殺されるに至ったことはいうまでもない。とはいえ、「私的独占」や「不当な取引制限」(三条前後段)、あるいは「不正な取引方法」(一九条)の適否の判断は、競争関係の成立や競争の存否の上で、「競争の実質的制限」や公正な「競争阻害」の有無が判断されることになっているところから、本定義規定が競争関係の一応の内容を示したにすぎないとしても、競争の存否の判断基準として、全く無意義になってしまったとはいえない。しかしそれ以上の積極的意義をもつものでもないことも後述するところから明らかであろう。

ところで、かような定義規定を有しないアメリカの反トラスト法において、競争関係の成立や競争の実質的減殺の存否を示す競争概念が、法概念として有効に機能せしめられているところからみても、第二一条四項のような定義規定が設けられねば、「競争の実質的制限」の存否や「競争阻害」の有無が判断できぬ性質のものではなからう。

その意味では、右の定義規定の沿革からも明らかのように、現行「競争」概念は、主として第四章の企業合同に関

する競争関係の判定基準的機能を意図して規定された狭い法概念であつて、経済的意味での競争の多面性が十分に把握されえないものとなっているのである。

(三) 第二条四項の「競争」概念に対する批判的見解

第三条(「私的独占」や「不当な取引制限」)や第四章にいう「競争の実質的制限」の解釈をなすに当つて、定義規定にいう「競争」概念からは、「競争の実質的制限」や「競争阻害」の実質的判断基準は何も出てこないことは明らかであろう。何故なら第二条四項の「競争」は、競争関係の成立を規定しているのみで、競争の経済的意味での本質を十分把握していないからである。いわんや経済的意味での競争のもつ諸側面の特徴が十分に把握されていないことはいうまでもない。

独禁法が競争秩序維持を目的とする法である以上、競争のもつ諸側面を十分明確に把握しなければ、どのような行為が競争を制限し阻害しようとする行為であるかは明らかにならないであろう。かような基本的観点に立ち帰つて、競争制限規制の問題を考えるならば、定義規定をはなれて、競争の本質に帰つて解釈しようとする態度が生れてくるのも当然である。そこで次に、そのような態度がどこまで貫徹されているのか、いいかえるならば「競争」概念がどこまで科学的に競争の実体に即して構成されているかをみてみたい。そしてそれが十分になされていないならば、どのような方向に向つてそれを徹底していくべきかがその次に考えられねばならない問題であろう。そのためにまず、「競争」の定義規定に対する批判的見解をみておきたいと思う。

(1) (一)にのべた定義規定に対しては、「二以上の事業者が同種の取引をし、又はすることができ的状态というだけでは、それが同一の相手方に対する場合についてのことであつても、肝心の他を排して取引の機会を得ようと努力するという競争の本体をなす部分がとられていないから、競争の定義としては不十分である」(傍点筆者)という批判がある。

右の定義規定が、前述したように「個々の事業者間における競争関係の存在を認むべき範囲を定めたもの」に他ならないところから、右の批判は、その限りでの射たものである。

しかし、競争概念を独禁法の基礎的中心概念として考えるならば、右の定義規定は、一層根本的な点から批判されなければなるまい。今村教授の右の定義規定の批判は、流通市場（売買という側面）における競争に重点を置いた観点からの批判である。資本主義経済が商品経済であり、商品交換という流通過程において価値や利潤が実現されるという意味で、最終的には流通過程における競争に重点がおかれるべきことは当然である。しかし、後述するように公共政策としての独禁政策は、不正競争防止法（不正競争者からの個人的利益の擁護のための法）における場合と異って、全体としての国民経済の有効な競争を維持することを目的とするものであって、単なる事業者間の競争行為のみを規制することを目的とするものではない。⁵⁾

このことは、アメリカの反トラスト法における有効競争概念を考えれば容易に理解されるところである。一九三〇年までは、独占行為（monopolize）のみを規制すべきものと考えていたアメリカの反トラスト法も、一九四〇年頃より、市場構造の大きさそのものを攻撃し始めたし、その際競争減殺の存否の判断基準として、構造的基準のみならず業績的基準という生産過程における企業の経営態度（経営への圧力）までも考慮に入れようになったのである。この点の詳細は、有効競争論においてのべるが、何れにしろここでの競争概念は、流通過程における当事者間の競争のみを意味していないことは事実である。

かような有効競争概念の登場による競争概念の変化を、我々はいかに受け止め、日本の独禁法の競争概念の中にどのように位置づけるか、ということが本稿の重要な課題の一つである。なお定義規定にいう「競争」概念に対するもう一つの批判的見解を紹介しておこう。

(2)それは、三洋電機外五名事件(昭四一判6号)に関連して、公取委内で討議された競争概念についての意見である。そこでは、競争の存否を第二条四項に拘束されずに解し得るものとすれば、「競争者の得べかりし需要を獲得しようとする事」を以て競争と解するのが妥当である、という⁶⁾に於たつたようである。「競争者を排してその顧客を獲得しようとする事」と説く説では、「競争者とその顧客との取引の全部が排除されて、その顧客が全く自己の独占するところとなることは必ずしも必要でないのであって、同一の顧客に対して競争者も自己もともに取引している状態も競争なのである」から、前説の説くような「競争者を排除する」とか、あるいは被審人の主張するような「顧客を争奪する」という用語はむしろ誤りというべく、これに代えて「競争者の得べかりし需要」を互いに奪い合うことと表現するのが適切であると思われるし、また「競争者の得べかりし需要を獲得するに至らなくても、獲得しようとする事」ところに競争はあるのであるから、競争者の得べかりし需要を獲得「しようとする」ことと定義するのが適切である、という。

この説は、メーカーが、「直接の需要者である卸業者から」需要を奪うことに拘泥せず、「消費者や小売業者」の段階での需要の争奪もメーカー間の競争として把えようとする意図の下に出た競争の規定であつて、「競争者の排除」とか「顧客の争奪」という表現で、例えばメーカーならメーカーの直接の相手をめぐつての「競争者の排除」とか、「顧客の争奪」に競争を限定していたのを、競争者の「得べかりし需要」の奪い合いと表現することによつて、取引段階を異にする需要の奪い合いも競争の中に取り入れて理解しようとする見解として、その積極性は大いに評価されてよいと思ふ(その外意思の問題等についても考察されているようであるがここでは省略したい)。

本説によれば、例えば「小売業者と消費者との取引の場に」、メーカーが、景品提供者とかリーベート提供者として参加する場合等も、メーカー間の競争制限の問題として規制しうる場合があると考えるもののようにである。

やみ再販やリベート・システムによって寡占企業の縦の支配による競争制限が放置されている今日、右のような競争概念の理解は、現実の競争の実態に一步近づいた競争理論として評価されてよいであろう。しかし右の見解も、流通過程における当事者からみた競争概念を脱しているようにには思われない。その意味では、有効競争理論のいう競争概念の理解には、はなはだ遠い見解だといわねばなるまい。

独禁法にいう競争概念は、右の二説に示されたような、主として流通市場における個別的な競争行為を指すような理解で十分であろうか？ このことを確かめるために独禁法上の各条項にいう競争概念の内容を検討してみたいと思う。

四 独禁法の各条項にいう競争概念の意味の差異

第二条四項にいう「競争」概念から離れて、競争の実体に即して、独禁法のなかに使用されている競争概念をみた場合、果して凡て同じ意味を指しているであろうか？

(1) 第二条四項の定義規定は、第四章にいう競争関係を示す規定(一三条二項三項、一四条二項、一五条一項、一六条)の意味に最も適合するものであることは、(一)でのべた規定の沿革からみても理解されるところである。届出義務規定との関係で、競争関係の有無が最も有効に機能するからである。

(2) 第三条前後段にいう、「私的独占」と「不当な取引制限」の成立要件としての「競争の実質的制限」にいう競争の意味についてはどうであろうか。「私的独占」や「不当な取引制限」の成立要件である「競争の実質的制限」の有無が、まず競争関係の成立の上において判断されるという意味において、競争関係の認定が前提とされることはいうまでもない。しかし、いかなる競争制限が、「競争の実質的制限」になるかについての判断基準は、第二条四項にいう「競争」概念からは必ずしも出てこない。かりに競争を実質的に制限することが「競争の実質的制限」になるとして、実質的制限にウエイトを置くと主張されるにしても、制限される競争の本来の姿が明確になつていなければ、どのような制限が

「競争の實質的制限」に当るかどうかは明らかにならない。その意味でも第二条四項の「競争」の定義規定のみからは「競争の實質的制限」の判断基準は導き出されえないように思われる。

(b) 企業合同について規定した第四章の「競争の實質的制限」(一〇条一項、一三条一項、一四条一項、一五条一項一号、一六条)における競争概念は、寡占市場構造の形成を阻止するための規定であって、「競争の實質的制限」とは、有効競争の制限をもたらず市場構造の形成と考えられよう。その意味では、「私的独占」や「不当な取引制限」にいう「競争の實質的制限」にいう競争とも、競争制限の判断されるデメンジョンが異なるのである。つまり第三条前後段の場合、「競争の實質的制限」と結びつく行為が問題とされるのに対して、第四章の規定にいう「競争の實質的制限」における競争は、主として有効競争にいう構造的基準を意味しているのである。⁽⁷⁾

(二) しかれば、「不公正な取引方法」にいう「競争の阻害」という場合の競争の意味はいかに解されるべきであろうか？
ここでは、「競争阻害」は、取引当事者間の「不公正な取引方法」が、間接的に競争に影響を及ぼす場合に、主として規制対象とされるが、必ずしも競争に影響を及ぼす場合のみに限られない。その意味では、ここにいう競争概念は、有効競争概念よりは、むしろ原子的競争概念を前提しながら、しかも間接的に有効競争の制限に連るような場合を問題にしていると考えられる。

(d) 以上は、独禁法の各禁止ないし制限条項にいう競争の規定についての概観であったが、しからば独禁法第一条にいう「公正かつ自由な競争」を促進するという場合の競争概念の内容は、いかなるものと解されるべきであろうか？

私法は、独禁法の目的規定(一条)にいう競争概念の内容は、当事者間の競争のみならず、独禁法が公共政策として維持しようとする意図している国民経済全体における有効な競争機能を意味しているものと考えられる。かように理解する時、独禁法第一条にいう競争概念は、当事者間の競争関係のみならず(二条四項の定義規定でカバーされる部分)、有効競

争的概念をも含んでいるものと解されることになるのである。⁽⁸⁾

以上、独禁法の各規定の中に含まれる競争概念の内容の多岐さについて、簡単な説明を試み、それぞれの規定の趣旨との関係において、競争の意味内容も異ってくるであろうことを示唆してきたつもりである。これらの各場合の競争の意味を、より正確に、しかも統一的に理解するためには、経済政策立法としての独禁法は、社会経済的事実としての競争をどのような側面から、どのように規制しようとしているのかということ、経済の実体に照らして明らかにすることが必要であろう。そのためには、社会経済的事実としての競争の各側面を分析し、それに対応する経済学的意味での競争概念の構造を分析して、独禁法上の各条項にいう競争が、それらの競争のどの側面を、どのように規制することにより、競争秩序を維持しようとしているのかを明らかにすることが必要であろう。

以上のような観点から、次に競争概念の経済学的意味と構造を明らかにし、その上でそれらをいかに法的に構成すべきかを考えてみたいと思う。そのための作業として、私は経済政策的価値判断概念であると共に、反トラスト法の法概念でもある有効競争概念を分析し、それらの競争概念を、それが適用される市場構造との対応関係において把えて議論を展開してゆきたいと思う。アメリカ反トラスト法とアメリカ経済学の結合によって生み出された有効競争概念は、まさに両者の間に生れた混血概念として、今後の競争概念の検討に有力な方法と有意義な内容を提供するものと考えられる。

- (1) 公取委編・改正独占禁止法解説(昭二九)(日本経済新聞社) 八八―八九頁引用。
- (2) 今村・前掲独占禁止法四〇頁以下、正田・前掲コンメンタール独禁法九六頁。
- (3) 正田・前掲コンメンタール九七頁、公取委編・前掲解説九〇―一〇〇頁、今村・前掲独占禁止法四〇―四一頁。
- (4) 今村・前掲独占禁止法四〇頁。
- (5) この点は、今村・前掲書三九頁も指摘している。Report of Attorney General's Committee, p.318. 競争概念の内容は、大別し

て二つに分けられることは、二で詳述するのとおりである。一つは、個別市場における競争当事者の観点からみた個別的競争行為を指す場合であり、他は、国民経済全体の観点からみた競争機能を指す場合である。第二条四項の定義規定が、前者、すなわち個別的な競争関係における競争を主として捉えている規定であることは、売手競争者間、買手競争者間のみ競争を認めた定義規定の仕方からみても容易にみとめられるところである。

(6) 三洋電機外五名事件(昭和四一年判(六号))は、「違反行為消滅により格別の措置を命ぜず」と審決された事件である。

(7) 第四章にいう「競争の実質的制限」とは、第四章が私的独占の予防規定であるという点からみて、いいかえれば、寡占市場構造における私的独占の予防規定であるという意味で、ここでの競争制限は有効競争の制限を意味している。と同時に、予防規定であるという意味からも、有効競争における構造的基準しか意味しなくなっているということができる。この点に関しては、第一五条の解釈と関連して、拙稿「独禁法一五条と大型合併」法律時報四〇巻九号において、かなり詳しくのべておいた。

(8) かような見解を示している者はいない。しかし、第一五条を始めとする第四章の競争概念が有効競争を意味すると解する場合には、第一条の競争概念は、有効競争概念をも含む広義の競争を意味するという右の私の見解を否定することはできないであろう。

二、完全競争概念より有効競争概念への移行

本項で取扱う有効競争概念は、第二条四項の定義規定にいう「競争」概念とは直接関係なく、アメリカ反トラスト法によつてきた独占段階における経済学的意味での有効競争概念と、それが反トラスト法に導入された場合の反トラスト法的意味での有効競争概念である。

完全競争概念は、一九三〇年頃までは、現実の競争を表現した概念と考えられていたようであるが、有効競争概念は、現実の競争を表現する概念ではなく、むしろ独占段階における経済を規制し方向づけるための目的概念として生れたもので、一種の政策概念(価値概念)である。最近日本でも、ようやく有効競争概念が問題とされるに至っているが、それは、事業者を極力有効に競争させる方向に嚮導し規制しようとする意図との関連で、政策判断の基準と

して要請されるに至った概念である。かような有効競争概念は、経済政策の一環としての独禁政策の重要な判断基準とされるところから、経済法上もその内容の解明が要請されているのである。

有効競争概念の内容を明らかにするために、それが、アメリカのどのような歴史的過程のなかから発生し、どのような形でアメリカ反トラスト法のなかに定着してきたかを簡単にふり返っておきたいと思う。というのは、日本の独禁法のなかに有効競争概念を位置づけるに当っては、その内容と性格を明らかにしておくことが、当該概念の独禁法上における有効性と限界性を明確にする上からも、極めて重要なことであると考えられるからである。

有効競争概念の内容と性格を知るために、まず、完全競争概念から、どのようにして有効競争概念へ変ってきたかを、経済学的・法律学的変化の過程と照応させて明らかにしたいと思う。そのためには、完全競争概念の意義と機能を明らかにすると共に、その限界性を明らかにすることが、有効競争概念が主張されるに至った理由を示すことになると思う。

(一) 完全競争の意義と機能

(1) 完全競争の意義 (1) 価値経済学⁽²⁾では、完全競争という概念は使用されなかったようである。⁽³⁾しかし、近代経済学⁽³⁾のいう完全競争の仮説に極めて近い内容の記述は、そのなかの随所に見出されるところである。「資本論」のなかでも、資本主義経済において競争の果す機能は決定的に重視されているし、また一九世紀半ば頃までの産業資本間の競争は、近代経済学⁽⁴⁾のいう完全競争モデルに極めて近いものと考えられていたようである。

価値経済学の立場にたつ競争概念の規定を、経済学辞典から引用してみよう。⁽⁴⁾

「資本は、自由主義段階においては、何ら社会的統一意思の規制を受けることなく、自己の見積りにおいて、より多くの利益を得るために相互に競争しながら商品を生産し販売しているのである。しかしながら、いかなる社会においても生産は必ず社会的生産で

なければならぬ。即ち生産を社会的に規制する法則がなければならぬ。資本制社会におけるかかる法則は、価値法則、等価交換の原則であるが、しかし現実の形態においては、価値は市場価格として、価値法則は市場価格の変動として発現する。しかるに競争は、かかる形態転換において極めて重要な役割を演ずるのであり、その限り資本制生産の社会的性質を實現せしめるものはほかならぬ競争であるというる。即ちまず、同一産業部門内の個々の資本間の競争は、個別的価値を市場価値あるいは社会的価値に転化せしめ、異った産業部門内に属する諸資本間の競争は、一般利潤率を成立せしめることによって、価値を生産価格に転化せしめ、さらに需要供給の統合が生産者価格を中軸とする市場価格を形成せしめるのである。

競争はかくて、資本制経済においてその社会的生産の無政府性を規制する役割を演ずるのであるが、その機能は、これに止まるのではない。それはまた、資本制経済の生産力を発展せしめる重要な楨杆たるものである。商品は販売されなければならぬ。……それ故資本家間の競争は、まず販売において現われるのであるが、この競争において勝利を得る最良の方法は、費用の価格を低減することである。ここにおいて資本家は争って新技術を採用し、生産を機械化し、生産規模を拡大するに至る。かくて労働の生産性は高められ、資本家は一時的に余剰利得を獲得することができる。しかしやがて競争によって利潤は平均化されるのみならず、競争のための努力が不変資本部分を相対的に膨脹せしめ、従って利潤率は一般に低下するから、競争は激烈となり、生産力はいよいよ高められる。このようにして、競争は資本制経済の必然的随伴物であるとともに、またその存立の根本条件たるものである。」と。

右にのべたところを基にして、価値経済学における競争のエッセンスを突き詰めると、競争とは、事業者が最大限利潤を求めて、生産・販売の全過程において、他の商品よりも安い価格で生産し販売しようとする努力することである。その結果、市場は完全競争市場となり、そこには一物一価の法則 (the law of indifference) が成立し、資本の移動も完全に自由であるので、限界費用価格が成立することになる。⁽⁶⁾

経済学における競争概念の多義的性格を一層明確に認識するために、競争概念を競争目的、競争能力、競争条件、競争手段に分つて考察してみたいと思う。

(1) 競争目的——競争は、一般にある目的のために行なわれる。資本の目的は最大限の利潤の追求にある。資本の担

い手たる事業者は、最大限利潤の追求をめざして経済活動を行なうわけで、この目的をもってする経済活動を競争(competition, Konkurrenz)と呼ぶ。

(9) 競争能力 (Konkurrenzfähigkeit) — 近代国家における私的所有権の自由と契約自由の国家的保証が、私的資本の自由な活動のための必要最少限度の条件であって、右の自由を有している資本こそが競争能力を有する資本である。最大限利潤追求を目的とする資本間には不可避的に競争が惹起する。そこにおける所有権と契約自由の保証という二つの条件は、資本の競争能力の形式的側面であって、資本の競争能力の実質的側面は、特定の市場における資本の持つ経済的諸力である。それは、例えば資本の大きさや設備の近代性や経営スタッフの有能さ等があげられよう。

ともあれ、産業資本主義時代における資本の競争能力としては、私的所有権と契約自由の法的保証があれば、必要最少限度の競争能力ありといえよう(ここにいう競争能力は、市民法における「人」^{ペルソナ}の如く形式的なものであればよい)。

(10) 競争条件 (Konkurrenzbedingungen) (市場条件) — 古典的産業資本主義時代においては、競争条件としては、自由な競争市場の確立していること(前述した競争能力の保証と共に)、つまり資本の移動が同種産業部門間のみならず、異種産業部門間においても可能である市場条件が確立していることである。独占段階では、独占により資本移動が必ずしも自由でなくなっているところに今日の資本主義の最大の問題が生じてきたといえる。

(11) 競争手段 (Konkurrenzmittel) — 古典的自由主義経済における競争手段は、品質と価格による競争であった。良い商品を安い価格で売るといふ競争手段以外は、正当な競争手段ではなかった。もちろん他人の商品の誹毀、中傷、詐欺、原産地虚偽表示等は存在したであろうが、それらは不正競争の問題(損害をうけた当事者と損害を与えた者の間の問題として処理された)として排除されるべきもので、公共政策としての競争秩序維持政策の対象とはされなかった。

右にのべた四つの競争の要件が充足されている場合には、資本間の移動は自由であり、したがって、(4)新しい生産方法や販売方法を開発普及させ、商品の低廉な生産・販売を強制する競争の作用、(5)さまざまな市場価値を一つの市場価値に均等化する競争の作用、(6)資本の集中の槓杆としての競争の作用、(7)一般的利潤率を成立させる競争の作用等が働くことになり、利潤率の均等化法則が成立することになるのである。

かような市場情況にある場合、市場は完全自由競争（ここに完全とは、抽象的な理論モデルとしてであって、現実において一〇〇%完全競争等というものはありえないであろう）に近い状態にあるといえるであろう。ここでは、市場支配をしようする者も、市場価格を支配しようする者もなく、価格は需要と供給の均衡点において成立し、市場経済の唯一の調節者は、競争を媒介とする価格（価格のパラメーター的機能 (parametric function of prices) にすぎなかったのである。⁽⁶⁾ もちろんかような完全競争市場といわれるべき経済市場が、特定の国の特定の時代に現実に存在したかどうかは筆者の知るところではない。しかし、競争を媒介として資本の論理が開展されたところでは、理論的に右にのべたような経済法則が働いたであろうと考えられる。

(8)近代経済学という完全競争理論——近代経済学上の完全競争概念は、あくまで分析の道具概念であって、歴史的事実として完全競争が存在したか否かということは問うところではないようである。ある経済学者は、完全競争概念は、「理論モデルとして与えられた市場諸力の相互関連を厳密に追求する手段を経済学者に提供する以外のなものでもない」といい、他の学者は、完全競争の仮説の重要性は、「それが一定の与件のもとで資源の最適配分、およびそれを保証する効果的生産、価格体系の実現をもたらすということにある。そこでさらに必要となることは、一般に完全競争の仮定として設定される諸条件の経済学的意味を検討し経済の現代的条件との関連において、それらの諸仮定と同じ効果をもつ代替的な条件——今日的な経済状態のもとで実現可能な条件——を探し求めることであろう」という。⁽⁸⁾

「完全競争の仮定は、稀少な人的・物的資源の効率的な利用を保証する条件である。……完全競争に関する均衡分析を通じてそのような将来経済に関する理論の模索にひとつの新たな問題提起をおこなうことを意図している」のである。

そこでは、完全競争は、つぎの諸条件を含むと考えられる。

(1) 生産者は個々の単位では市場価格になんら影響を与えないほどに多数存在する。さらに各生産者の費用条件は同じであると仮定される。

(2) 消費者も個々の単位では市場の価格になんら影響を及ぼしえないほどに多数存在する。

(3) 各財は標準化された同質財であり、生産物の差別化はなされていない。

(4) 各生産者および消費者は、市場で形成される価格について完全な情報をもっている。

(5) 生産者および消費者の市場における行動や市場への介入に対しては、なんら人為的な障害は存在しない。それに障害となるような経済行為の法的規制とか、その他の経済主体間の地位の優劣を固定化させるような人為的統制は存在しない。⁽⁶⁾ 以上のような条件が、その主なものである(このような完全競争条件の下で、生産者は、極大利潤をもとめて行動し、……消費者は、効用の極大化を求めて行動する、という公理がおかれるならば、資源の最適配分、効率的生産、自由価格体系が実現されることになる)。

かような完全競争概念は、新古典派により、その理論モデルとして、価格のパラメーター的作用を営むように規定された概念であって、それは、現実を記述するための概念ではなく、あくまで理論的分析の道具概念にすぎなかった。したがってかような競争概念は、独占段階における現実把握の概念としても、理論モデルとしても不適当であることがようやく自覚されるに至り、新しい有効競争概念にとつかわられるのである。いいかえれば有効競争概念は、完

全競争概念が、独占經濟の現実に直面して、その限界に気付いた時に生み出してきた自らの変身であるといえよう。完全競争市場では市場を支配しうる者も、市場価格を支配しうる者もなく、価格は需要と供給の均衡（主體的な均衡と市場均衡の同時的成立）によってのみ規定され、いかなる事業者による価格支配も存在しえないという神話が、現実によって否定された時、その否定者を把握する理論モデルが考えられざるをえなくなってきたのである。

(II) 完全競争の機能 (1) 私益追求を公益に転化せしめる競争——右にのべたように資本は、営利動機による致富衝動によって運動していくという意味で、「資本の蓄積を目的として行動する端的に利己的な存在」なのであり、「こうした利益追及の利己的行為の集積をその反対物である公益に適合するものたらしめるのが競争の役割であった」(傍点筆者)。

要するに古典的自由主義經濟社会における自由競争の論理は、各人の営利活動の自由の保証であると共に、それによる私益の増進は、予定調和的に公益に合致するというオプティミスティックな社会思想を前提とした観念であったわけ
で、私益追求を公益に転化させる機能を営むのが、まさに競争に外ならなかった。アダム・スミスやマルクスが、資本主義社会における經濟学(法則科学)の体系を、競争を媒介とする資本の論理の体系として開展しえた根拠はここに
あったのである。

資本主義經濟社会では、自由競争は、(1) 私的資本による生産の無政府性の社会的規制の機能を果たすと共に、(2) 生産力の発展の槓杆たる機能をも果たしたのである。⁽¹¹⁾ 其の外に、(3) 自由競争は、經濟社会における特権的(封建的)専横を否定する機能を果たし、(4) 能率増進と怠惰をはばむ社会的機能をも果たしてきたのである。

かような競争の機能こそが、私的資本の利潤追求を社会的に価値ある行為として評価させるに至るものであった(私的資本の利潤追求そのものに認められる社会的価値は少ないことを自覚すべきである)。

(ii) 自由競争概念の性格—自由主義時代における完全競争概念が、資本主義経済における現実の競争とどの程度照応していたかはともかくとして、この競争概念により、資本の運動法則が解明されたし、社会的な資源の配分の適正化や調和がもたらされ、社会の発展がもたらされるものとして、好ましいものと考えられたという意味で、それは、理論概念であると同時に政策（自由放任の競争政策）概念（価値概念）でもあったのである。かように、分析概念であると同時に政策概念（価値概念）でもあった（両者が合致していた）点に、自由主義時代における競争概念の最大の特徴があったのである。

(iii) 競争の行なわれる二つの側面 (i) 目に見える当事者間の競争の側面—資本家間の「競争は、まず販売面において現われるが、それに勝利をうるための最良の方法は、費用価格を低減することである。ここにおいて資本家は、争って新技術を採用し、生産を機械化し、生産規模を拡大するに至る。かくて労働の生産性は高められ、資本家は一時的に余剰利得を獲得することができる」のである。

競争についての右の命題は、競争の行なわれる二つの側面—すなわち販売過程と生産過程—をうまく区別している。商品の販売過程における競争は、売手間の競争、買手間の競争、売手・買手間の競争という三側面的な当事者間の競争として現われる⁽¹³⁾。これらは、売手・買手間の競争を除けば、第二条四項の「競争」の定義規定が一応カバーする当事者間の競争の二つの側面である。

これに対し、商品の生産価格を低減するため、「新技術を採用し、生産を機械化し、生産規模を拡大」する等の生産過程における技術開発や合理化競争は、当事者間の競争として、直接目に見える形では現われにくい競争の側面である。したがってこれが、競争の存否の判断基準として、競争概念のなかに登場してくるのは、次にのべる有効競争概念（特に業績的基準の内容として）の中においてである。

(四)競争の事業経営そのものにもたらす側面——(完全)競争の結果として、次のような経済現象(経済法則)が現われるとされている。

二(一)でのべたところから明らかのように、経済学的意味の完全競争は、(イ)良質廉化の商品を生産するため、新技術や新しい生産方法を採用させ普及させる作用、(ロ)同種の商品には市場価格の同一性をつくり出す作用、(ハ)さまざまな個別的価値を市場価値に均等化させる作用、(ニ)さまざまな部門における利潤率を一般的利潤率に均等化させる作用(一般的利潤率の法則)、(ホ)現実の市場価格を生産価格をめぐって変化させる作用、等々の作用をもたらす。

自由主義時代における国家の自由放任政策は、まさに競争の全体経済において果す右のような機能に期待することによって、国民経済の発展が果たされることを期待したものであったことは周知の通りである。かくて、資本主義経済における競争一般は、資本主義経済の固有の牽引車であったのであり、経済的諸法則は、競争の前提ではなく、競争の結果必然的に惹起される経済現象からの共通部分の帰納形態であったのである。¹⁰⁾資本の内的諸法則——それは資本の発展の歴史的な初期段階においてたんに傾向として現われたにすぎないが——は、「自由競争が展開する限りにおいて、またその範囲内でのみ、はじめて法則として措定されたのであり、資本のうえにうちたてられた諸生産は、それにふさわしい諸形態をとったのである」¹¹⁾。

かような競争の機能が十全に發揮される段階では、独占禁止法の成立する基盤は存在しなかったのである。というのは、国家の手(「法律」)によらず、自由競争に公共政策的機能を担当させることができたからである。ところが、右にのべた競争の機能が、独占の成立によって崩されてきた時、競争機能のもつ作用と成果を、国家法をもって補充し代位しようとするに至り、公共政策としての反トラスト法が登場することになってくるのである。

我々は、反トラスト法の背景に横たわっている競争のもつこのような機能への期待を見落してはなるまい。という

のは、反トラスト法の目的は、常に当事者間の競争を調整するという点に止まらず、公正かつ自由な競争の果す国民経済的機能と成果を期待する点に重点があつたのであつて、反トラスト法が、初期の競争当事者間の競争行為規制から、次第に市場構造的規制にまで踏みこんでこざるをえなかつた理由と根拠もまたここに見出しうるからである。

(二) 完全競争理論より有効競争理論への移行とその背景

(1) 市場構造の変化に伴う競争の多様化 (1) 資本は競争を媒介として集中集積を推し進める。資本の集中集積運動がにわかになく強くなり進められる契機となつたのは、株式会社の許可制の廃止であつたといわれる。⁽¹⁷⁾ イギリスでは一八四〇・五〇年代まで株式会社は好ましくない企業形態として、運河や鉄道のような(今日のいわゆる公共企業部門に当るような)特殊部門でのみ設立が認められていたが、一八六二年の株式会社法 (Joint-Stock Companies Act) により、株式会社形態の採用が広く認められるに至ると、株式会社形態による競争を媒介として、一八九〇年以後次第に資本の集中集積運動が強められ、二〇世紀に入り鉄鋼等の特殊部門で独占体の形成を見るに至るのである。⁽¹⁸⁾ アメリカやドイツにおいても事情はおおむね同様であつたようである。⁽¹⁹⁾

一般に先進資本主義国における独占の形成は、一九世紀末から二〇世紀初めにかけてであつた。アメリカでは、米西戦争を契機とし、一八七〇・八〇年頃独占形成が盛んに行なわれ始め(このような動きに対してシャーマン法が一八九〇年に制定されたことを想起せよ)、二〇世紀初めにも一層の集中集積が進められた(一九一四年のクレイトン法の合併制限規定等を想起するとよい)。このような経済状況を背景として、一九三〇年頃より、チェンバリンの「独占的競争理論」(一九三二年)やロビンソンの「不完全競争理論」(一九三三年)が、また、バリーとミーンズによる「近代株式会社と私的所有」(一九三二―三三年)が現われて、独占体の形成すなわち資本の集中集積運動の結果、各産業部門間の市場構造に変化が生じ、ひいてはそれが企業の競争行為や競争形態を容れしめるに至つたことを明らかにしてくるの

である。かくて完全競争理論による経済分析が、非現実的なものであることが自覚されるに至ったわけである。⁽²⁰⁾ 独占体の形成による自由競争の形態変化を、最も早くしかも最も鋭く指摘したのは、ファイルファードイングの「金融資本論」(一九〇五年)であった。⁽²¹⁾ 近代経済学では、一九三〇年頃より、完全競争理論から独占的ないし不完全競争理論への転化がなされ初めるが、かような競争理論の変化の主要な要因となったものは、いうまでもなく独占の形成による市場構造の変化であった。⁽²²⁾

独占(体)は必ずしも競争を排除するものではない。「独占体は自由競争のなから現われてくるのであるが、自由競争をとりのぞくのでなく、自由競争と並んで存在する」のである。諸資本間の競争は、「諸産業の不均等的発展を媒介としつつ、自ら現代独占を生み出してきた」。換言すれば、日本のそれは、基幹・大規模部門に君臨する少数の巨大資本を頂点とし、停滞的需要(＝狭隘な市場)、停滞的技術、全再生産構造における資本にとっての重要性の低さを一般的特色とする諸小規模部門にむらがり集まる少数の中小零細資本群を底辺として、資本規模別に階層化された市場構造を形成してきたのである。頂点の少数巨大資本から底辺の膨大な数の少資本にいたる階層的資本構造のもとにおいては、「競争のはげしさは、敵対する諸資本の数に正比例し、それらの大きさに逆比例する」といわれる。⁽²³⁾

かような競争の態様の変化を考察するためには、資本構造の階層化の実態を把握することが必要であろう。競争の階層化現象を典型的な形態に割り切って類型化するならば、(イ)独占ないし寡占相互間の競争、(ロ)独占ないし寡占対非独占間の競争、(ハ)非独占相互間の競争の三つに分けられよう。⁽²⁴⁾ これら三つの階層間には、異った形態の競争が展開されているといえよう。それら各々の競争の形態とその性格の相違を認識しておくことは、それらに対する妥当な規制のために、まず第一に要求されることであろう。そこで簡単に三つの階層間の競争の特色をみておきたいと思う。いうまでもないが、ここで考察する競争は、経済社会的事実としての競争であって、法律の意味の競争ではない。まず

(イ)非独占相互間の競争の特色——この分野の企業は、一般に小規模企業であるため、その必要創業資本量は少なく、したがって市場参入も比較的容易である。そのため競争は特に激しく利潤率も低くなり、景気循環の変動に応じて大量倒産と新規企業の誕生がめまぐるしくくり返される。いわゆる過当競争の存在が問題になる分野である(五で詳述)。

(ロ)独占対非独占間の競争の特色——この分野では、同一産業部門内における直接的競争関係(競争による淘汰の方向)をはじめ、非独占相互間の過当競争にたくみに乗じた独占による非独占の支配・利用(系列化・下請化等)が行なわれ易い。したがってここでの競争は、より錯綜した形態を取るに至る(六で詳述)。

(ハ)独占ないし寡占相互間の競争の特色——独占ないし寡占間の競争は、今日の経済学の主要な研究課題となっている。一産業部門内の独占大企業は、巨大化した生産設備のため極力競争の危険を回避しようとして、さまざまな共謀・協定や結合の形態を取ることが多い。価格カルテル、生産協定、市場分割協定等々がそれである。それらはゆるやかな結合形態であるが、この共同行為形態では、加入諸企業間の優劣や生産力の不均等性のゆえに、たえず矛盾をふくみ、恐慌・繁栄等の景気変動は、この独占的組織の内部矛盾を、カルテル破り(競争関係)等の形で赤裸々に現わす。

他方、独占体は一層強固な独占的結合形態——トラストやコンツェルン——を採ろうとして、企業合併や株式取得を行なおうとする。これも一種の競争形態の問題であって、資本間の内部斗争のあり方の一形態である。これら独占体同志の競争関係は、最近では、諸産業にまたがって、市場の支配コンソリダツト・マージヤと混合的合併の運動として、死活のはげしい斗争をくりひろげている(三、四にて詳述)。

かくて、産業間の不均等発展に伴う異種部門間競争、新旧産業間の競争、自由化に伴う国際的独占資本間の競争等々今日の経済市場は、独占と競争の複雑なからみあいのなかに規定されているのである。かような競争状況の変化が、

競争形態の変化をひきおこすことは当然で、今日では競争は、良質、廉価の商品によって行なわれる、というような牧歌的あり方からはあまりにかけ離れた複雑多岐な競争形態や競争手段でもって満たされている。そこに、独禁法が、懸賞や広告規制にまで踏み入らざるをえない非価格競争の背景が横たわっているのである。⁽²⁸⁾現代独占資本主義は、かように複雑多岐な市場構造と、それに対応する競争形態や競争手段をもって展開されているので、これら凡ての競争形態を、もし独禁法が競争という一語でカバーしようとするならば、独禁法は、競争概念の入念な精緻化を行なわざるをえない。今日の競争のもつ各側面を、競争維持政策目的との関連で妥当に規制するためには、独禁法は政策概念としての競争概念を、常に各類型ごとの競争の実態に照らして検討し、規定し直す柔軟な思考態度が要求されるであらう。

(2) ビック・ビジネスの行動が、一定の市場構造の下で特別の意味をもつに至ったことについては、一九三〇年頃までは必ずしも明確に認識されていなかった。

ロビンソンやチェンバリンの理論を境にして、従来の「完全競争か独占か」という二者択一的考え方から、完全競争と独占との間に、競争と独占の両性格を備えた競争形態が存在することが認識されるに至った。

ガルブレイズの表現をかりれば、「独占は現存したか、しなかったかである。もし存在したならば、その救済策は正当な反独占訴訟と公的規制によって競争を復活するだけのことである」という式の単純な二分法に基づく伝統的な競争概念が、具体的な経済政策（反独占政策）のスタンダードとしては、も早有効でないことが明らかに認識されてきたのである。しからば完全競争理論には、果してどのような非現実的な前提がおかれていたのであろうか？

(i) 同種商品を取引する売手と買手の数が非常に多く、したがってどの売手も買手も価格の上にかかなる影響も及ぼしえないこと、換言すれば、何人も価格政策をなしえないこと。

(ii) どの売手、買手も、市場について完全な知識を有すること。また顧客や供給源に関する完全な無差別が存在する

177。

(iii) あらゆる生産要素の完全な可動性が存在すること。

(iv) 新規企業が既存企業と同一費用でその産業に参入しうること、等々が意識的無意識的に前提されていたのである。⁽²⁸⁾ これらの前提が、一見して非現実的であることは、今日みられる硬直的な管理価格一つをとりあげても容易に気付かれるところであるし、また今日寡占企業による価格政策が取られている（ビール業界や家電メーカー達による価格操作を知らぬ者はあるまい）ことについて知らぬ人はいないであろう。また商標やのれんによる製品差別化が競争制限的に機能していることも今日おおむね認められているところである。メイソンは、完全競争という伝統的基準に固執して、公共政策としての競争維持政策の欠点を長い間自覚し是正しえなかつたのは、立法府の怠慢であつたとさえ非難している。かくて完全競争概念は、その前提の非現実性・静態性により、現実政策の基準としては全く不適切であることが認められるに至り、それに代る競争概念が反独占政策の基準として漸く要求されるに至つたのである。⁽²⁹⁾ そのような動向のなかで、社会的要請に答える提案を試みたのが、メイソン (E. S. Mason)、クラーク (J. M. Clark)、スティグラー (G. J. Stigler) 教授等の有効競争理論であつたわけである。その内容の詳細については、(一)でのべるが、その前に有効競争理論を生み出すに至つた市場構造要因の主なものについてみておこう。

(II) 有効競争理論を触発するに至つた主な市場構造要因

しからば、独占の形成により競争を一層不完全ならしめるに至つた構造的要因とは、どのようなものであつたか。というのは、そもそも有効競争理論は、完全競争理論を非現実的なものたらしめるに至つた市場構造に対する対症療法を見出そうとする努力のなかから生れた理論であつたからである。したがつて、有効競争概念の解明のためには、どのような構造的要因が現出して競争制限をなすに至つたかを見極めることが、第一段階の作業として要請されよう。

(1) 有効競争の多面性——有効競争理論の主要な側面としては、市場行動・市場構造・市場成果の三つに大別される。³⁰⁾ 市場行動とは、資本の担い手としての事業者の行動、主として売手および買手の行動である。独禁法における市場構造の問題は、それが競争（市場行動）に及ぼす影響いかんという点にある。市場成果は、企業の市場行動や市場構造の函数として、企業がどのような企業経営内容を示しているかが、競争との関連において問題視されるのである。有効競争の問題を考察する場合、この三者の相互的な関連が考察されるべきである。

すなわち、市場構造と市場行動・市場構造と市場成果・市場行動と市場構造と市場成果との関連の三つの側面の考察がなされることが必要である。本稿では取敢えず、競争概念を考える上に必要な限度で、(i) 市場構造の変化が市場行動に及ぼす影響、(ii) 市場行動および市場構造の市場成果との関連、の二つの側面についてのみ考察し、有効競争の問題点を明らかにしたいと思う。

(2) 競争制限をもたらすに至った主な市場構造要因——J・S・ペイン教授は、その産業組織論の中で、競争制限をもたらす構造要因の主要なものとして、(i) 個別産業における売手集中と買手集中、(ii) 産業内部での製品差別化、(iii) 個別産業への参入障壁の三点をあげている。³¹⁾ ケイバス教授は「市場構造が重要なのは、これがその産業における企業行動を決定し、またその行動が今度は産業の成果の良否を決定することになるからである。「かような成果の良否——われわれの主要な経済的目標の達成に対する産業の寄与の大きさ——を明らかにすることが、産業組織論の究極目的である」という。かように市場における企業の競争行為を通じて、企業の成果の合理的伸長を図ることを企図する産業組織論は、競争秩序維持を通じて国民経済的成果をあげようとする有効競争理論と前提を同じくするものであって、両者は同じ幹から出た分枝といつてよいであろう。それはともかく、(i) (ii) (iii) の市場構造要因が、どのように競争に影響を及ぼすかを考察しておくことは重要であるので、ごく簡単にみておきたいと思う。

(i) 個別産業の売手集中と買手集中——(A) 売手集中度の高い場合——(1) 他の事情において等しいかぎり、売手集中度が高くなればなるほど寡占的相互依存性は強くなり、明示または黙示の共謀を行ないやすくなる。また売手集中度が低くなればなるほど寡占的相互依存性は弱くなる。⁽³²⁾

(2) 売手集中度が高ければ高いほど、共同利潤極大化的な産業の価格と、生産量を確保するための協調行動に向かう傾向はいっそう強まるだろう。つまり共同的な独占価格、生産政策が採用される確率が高くなる。

(3) 売手の数が少なくなるにしたがい、共同独占政策を協調的に追求することを保証する確率が高まる。そのうえ、売手の数が少ない場合、相互に協定を固守することがより保証されるようになるだろうから、黙示の協定に参加することになりやすい。⁽³³⁾

要するに売手集中度は、少数巨大寡占企業の市場支配の程度ないし部門内企業における競争制限の程度を測定するのに有効な指標である。この市場支配の程度ないし部門内競争制限の程度が高ければ高いほど、寡占的相互依存行動はより有効になるので、これは市場構造要因のうちで最も重要な要因である。売手集中度が高ければ高いほど有効な寡占的相互依存行動が可能となり、そのもとで高率の総利潤を取得することができる。以上は、産業組織論的見地からみた寡占市場における企業行動の市場構造との関連における把握であるが、かような寡占構造的把握を基礎として、コンシャス・バラレリズムや共謀の証明理論が展開されていることも附加しておこう。⁽³⁵⁾

(B) 買手集中の場合——ベイン教授によれば、大規模な少数の個々の買手があつて、そのおのおのが産業の供給量のかなりの部分を購入するということ(重要な買手集中すなわち需要寡占)はほとんどみられないという。それにもかかわらず、需要寡占は注目に値する少数の場合にみられ、そこにおいては、売手独占の場合と同様強度の相互依存性が形成され、明示黙示の共謀が行なわれやすい。⁽³⁶⁾ 雪印乳業の合併事件は、買手独占を形成した好個の例と見られている。

(ii) 製品差別化——製品差別化は、競争上二重の役割をもつ。一方では、参入障壁要因として部門外からの競争を制限する機能を果すし、他方では、部門内企業競争で供給独占的作用を果すことになる。⁽¹⁷⁾ まず部門内企業競争に及ぼす影響からみると、

(1) 同一目的に使用される商品と、形態・意匠等の形の上の差異により異質商品であるかのように見せかけたり、また広告またはアフターサービス等によって、自己の商品に対する買手の知識・趣好を強めて、買手の選好を強める働きをする。かように部門内諸企業は需要獲得のため製品差別化競争を展開することになる。

(2) 他方、企業の製品差別化が強力に働いているところでは、当該企業の製品に対しては、全体的に買手の選好が固定しているのので、新規企業の参入がはなはだしく困難となる。何故なら、参入企業は、自己の商品に対する買手の選好を新しく創出しなければならず、そのためには巨額の販売促進費を使わなければならないので、参入は極めて困難となるか、巨大資本を擁する企業でなければならなくなる。かくて製品差別化は参入障壁としての重要な役割を果す。さらに、この製品差別化障壁を手段として、部門内企業は潜在的競争を制限し、価格規制や売出規制のための協調行動をとることが多くなるのである。

(iii) 参入障壁——市場行動・市場成果の構造的決定要因の中、個別産業への参入条件も他の要因に劣らず重要である。参入障壁は、新規企業の参入という形態をとる部門外からの競争（Ⅱ潜在的競争）を制限する手段である。高度な参入障壁をもつ産業の部門内企業は、参入を阻止することによってその売手集中度を維持強化することができ、さらに潜在的競争の脅威なしに有効な寡占の相互依存行動をとりうるのである。参入障壁の存在するところでは、資本移動の自由が阻害され、したがって利潤率平均化の法則が働かず、いわゆる独占価格の温存のための極めて有効な条件が保持されることになって⁽¹⁸⁾いる。

以上のような構造的諸要因の出現が、市場における競争を制限するに至ったことが次第に認識されてくるにつれて、それらを否定し克服するための競争概念が、有効競争理論として考案されてくるのである。

そのような有効競争概念が、どのような論議の過程を経て、どのような法的内容の概念として形作られてきたかを次に見てみよう。

(三) 有効競争概念の内容

(1) 有効競争概念と条理の法則 (イ) 独占段階における競争(概念)の最も大きな特色は、寡占市場構造上における競争であろう。「完全競争か独占か」といった二者択一的経済理論(完全競争モデル)では、独占的ないし寡占的競争の経済学的把握は不十分であることが、一九三〇年頃から認識されはじめ、多くの経済学者によって寡占経済把握の理論化が試みられてきた。⁽⁴⁰⁾ 有効競争理論はその有力な成果の一つであったが、その他にも産業組織論等が、有効競争理論と相関相補の関係において精緻な理論的展開を遂げつつあるようである。⁽⁴¹⁾

有効競争理論は、独占ないし寡占経済把握のための経済理論であったわけであるが、それは、反トラスト法にも導入されて、今日では反トラスト法上の重要な理論の一つとなっている。アメリカで、一九五五年反トラスト法研究のための法務長官委員会報告書(Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws, 1955)に採用されるに至るまでは、有効競争概念は、必ずしも法律上の概念として明確に確立されたものとは考えられていなかったようである。⁽⁴²⁾ 判例としては、アルコア判決⁽⁴³⁾(一九四五年)やアメリカ煙草判決⁽⁴⁴⁾(一九四六年)等いわゆる新シャーマン法と呼ばれる一連の判決があり、「大きさそのものが反トラスト法違反である」とか、「シャーマン法が禁止しているのは……、独占そのものであり、独占力の濫用ではない」⁽⁴⁵⁾等の文言の中に見られるように、企業規模(size)の大きさそのものに対する裁判所の攻撃が加えられ始めた。アメリカ煙草事件は、三社の市場支配力その

ものを違法性認定の基準としたものであって、アルコア判決が、一社の規模（独占）を問題として取上げたのに対し、アメリカ煙草判決は、三社の協定による寡占的市場支配力そのものを規制の対象とみたのである。⁽¹⁶⁾

かくて独占規制に関してアメリカ最高裁は、従来の市場行動規制本位の法解釈から、市場構造規制の法解釈へとその態度を変えてきたのである。そのことは、裁判所が、反トラスト法の解釈に、競争に関する新しい経済理論を採用したことを意味する。しかしこの新しい経済理論については、アメリカ反トラスト法学者や経済学者の間でも今日なお意見の分れているところである。ともあれアメリカでは、経済学や経済政策学そのものが、反トラスト法を基にしてそれと平行するか、それをリードする形で発展してきているので、有効競争理論が、早晚裁判所の法解釈に決定的な影響を及ぼすであろうことは、予想に難くないところであったのである。

有効競争論、そのなかでも特に業績的基準（パフォーマンス・テスト）の反トラスト法への導入については、経済学者や反トラスト法学者の間でも激しく意見の対立するところであったが、一九五五年の法務長官委員会報告書が、有効競争理論の反トラスト法への導入について一応の結論を示したのである。

そこで次に、委員会報告書に採り入れられるに至るまでの有効競争理論の展開についてのべてみよう。

(b) 一九三七年、メイソン (E. S. Mason) 教授は、“Monopoly in Law and Economics”なる論文において、独占の法的概念と経済的概念の間に相違のあることを嘆き、両者を統一的に把握する必要のあることを痛感した。彼によれば法律上の独占概念は、評価の基準として用いられ、裁判所は、事業者の行為を審査するに当って、その行為により独占的地位の有無を認定してきた。他方、経済学者は、独占概念を経済学的分析の道具と見做し、市場支配を独占の証拠とみてきたのである。

そこで彼は、独占の法的判断基準としても、競争に対する市場構造のもつ重要性を認め、それを理論化しようと試

みたのである。その論文発表後三年たって、J・M・クラーク教授は、それにはじめて有効競争という名前を与え、反トラストの指標として提唱したのである。⁽⁴⁸⁾

爾来、多くの経済学者により、いろいろの内容の有効競争理論が主張されてきたが、そのなかでも、メイソンやクラーク教授等の説が、アメリカ反トラスト政策上の有力な判断基準として次第に認められてきたのである。⁽⁴⁹⁾

有効競争理論は、「条理の法則」(rule of reason)に対応して、反トラスト政策を緩和するための経済学的概念であるとみられている。⁽⁵⁰⁾

「条理の法則」が、良いカルテルと悪いカルテルを認めることによって、シャーマン法第一条の「凡ゆる契約・協定」(every contract, combination)を違法とするという規定の緩和を図ったのに対し、それに対応する形で有効競争理論が経済学者によって展開されたのである。⁽⁵¹⁾ すなわち有効競争理論は、独占やカルテル規制に関して、公共の利益に反しない市場条件や事業活動と、そうでない市場条件や事業活動に分つべきであることを主張する。確かにプライス・リーダーシップ (price leadership)、価格硬直 (price rigidity)、過度の広告支出 (excessive advertising expenditures)等は、独占(経済学的意味での独占)の十分な証拠であるかもしれぬが、それらは公共の利益に反する市場支配の十分な証拠とは必ずしもいえないとして、メイソン教授は、有効競争論を擁護したのである(それは条理の法則の下で有効競争概念にしたがって、反トラスト法を運用するという要求の先駆であった。⁽⁵²⁾)

クラーク教授は、有効競争を私企業体制の下で実際に達しえられる市場調整の最上のものであるとし、メイソン教授同様、有効競争の基準として構造的基準と業績的基準の双方を用いるべきであると考えた。彼は、法と経済との本来の關係において、合法性 (legality)は、市場行動の経済的效果によるべきであると考えていた。そして、経済学者のいう有効性 (workability)の本質とは、市場構造や市場行動の合理性(一組の市場構造と市場行動が他のそれより

説 もよりよいかどうかということ) いかんにありとしたのである。マークム (Markam) やグリフィン (Griffin) 教授

も、大体クラーク教授と同じような意見を展開している。

論

(イ) 有効競争理論を、反トラスト法のなかに取り入れることに積極的役割を演じたのは、B・スミス氏 (Blackwell Smith) ならびに商務省の商事諮問委員会 (Business Advisory Council) とシシガン大学のオープンハイム教授 (S. C. Openheim) であった。

B・スミス氏は、大きな経済は大企業を必要とする。ところが、法律学者や経済学者のなかに、「bignessとmonopoly」とを混同する傾向があるのはなげかわしいことであるといつて、「条理の法則」の下で、この有効競争概念を、司法や行政の基準たらしめることを促進する必要があると主張し、市場構造と市場行動とを一貫するような法律を作る必要があることを提唱した。このスミス氏の提案は、商務省の商事諮問委員会によって採用されたのである。⁽⁵³⁾

他面、オープンハイム教授も、一九五二年、Federal Antitrust Legislation : Guideposts to a Revised National Antitrust Policy. なる論文において、反トラスト法研究のための法務長官委員会の創設を主張し、そこでの審議の青写真を示した。その論文で彼は、行政機関 (F.T.C.) や裁判所に、「per se violation」の範囲を広め、「条理の法則」をうすめようとするアプローチの傾向のあることをなげき、ロビンソン・パットマン法の適用とシャーマン法との間には矛盾のあること等を強く指摘した。⁽⁵⁴⁾

そしてB・スミス氏や商事諮問委員会と同じように、彼は、現行反トラスト法は、大企業がますます重要な役割をおびて、具体的動的私企業経済の有効な機能を發揮しようとするのを麻痺させるものであって、「条理の法則」の下に解釈される有効競争の原則の下に、アメリカ産業の成果 (performance) が、評価される基準を見出し⁽⁵⁵⁾、それによって反トラスト法のフレキシブルな運用を行なうべきである、と強く主張したのである。

かようなオッペンハイム教授等の主張を基にして、一九五五年法務長官委員会が創設されたわけである。スミスやオッペンハイム側は、有効競争と「条理の法則」を反トラスト法のなかに挿入した改正案を出そうとする企図をもって臨んだが、それは、有効競争理論に合法性の明確な基準を与えないものであるとして、反対派により、改正案を出すことを拒否された。⁵⁶⁾

かくて委員会は、有効競争概念を、反トラスト法の正面玄関から迎え入れることは拒否されたわけであるが、裁判所や行政機関(F.T.C.)が、競争や独占問題について実際の探求をなす際、分析・判断の一応のスタンダードとして用いることの有効性は認められる故、反トラスト法の実施官庁や議会および裁判所が、経済問題の処理に当って将来の指標とするのには役立つであろうという結論に達した。

かような経緯を経て、法務長官委員会の報告書は、右のような限度で有効競争理論を採用したわけである(その内容については後述する)。思うに、有効競争理論についてはメイソン、クラーク教授のそれ以来幾多の議論のあるところであって、構造的基準に重点をおくか、業績的基準に重点をおくかによって結論が非常に異なってくるので、この点をめぐっての結論は、今のところまだ下されていないといつてよい。

スミス氏やオッペンハイム教授等が、大企業擁護のために、業績的基準に重点をおいた有効競争理論を唱えたのに対し、エドワーズ(C. D. Edwards)、『ステイグラー(G. Stigler)』、『レービス(B. W. Lewis)』、『アダムス(W. Adams)』、『カーン(A. E. Kahn)』、『ディラム(J. D. Dirlam)』等の経済学者は、それに疑問を提起しているし、またシュオルツ(L. B. Schwarz)やストックキング(G. W. Stocking)等の法律学者は、それに強く反対している。

ストックキング教授は、オッペンハイム氏は workability の判断に際して、競争の調整の効果(the effects of the arrangements on competition)を基準とすべきか、公共政策(public policy)を基準とすべきかを明らかにしていな

いと批判する。そもそも Public Policy の促進は、競争のある程度の犠牲を伴うことを意味するし、反トラスト法の下での有効性を目標とするならば、裁判所や FTC は、それらの二者択一をなすべき判断権をもつべきである。オッペンハイム教授がその点を明らかにしなかったことは、反トラスト法の精神を充分理解していないことによるものである、とでもいいたげな批判を、ストックキン⁽⁶⁷⁾教授はなしているのである。

(二)右にのべたように、構造的基準に重点をおくか業績的基準に重点をおくかについては、今なお激しい意見の対立のあるところであるが、大体今日では、FTC や裁判所は、構造的基準と業績的基準を総合的に判断してことを決しようとする立場にあるといわれている。どのように総合的に判断するかは、個々のケースにしたがって、立入った分析をする以外に方法はあるまい。

(II)有効競争概念の内容 有効競争概念の内容と性格を最も簡単に表現した理解しやすい見解として、今日しばしば引用されるメイソン教授の説と法務長官委員会報告書の見解を紹介して、有効競争概念の内容の紹介に代えたいと思う。有効競争の内容は、一般に構造的基準と業績的基準とに分けられる。

(1)メイソン教授の説「有効競争のなかの構造的基準 (structure test) とは、「望ましい市場構造の条件を探究するという観点からアプローチしようする」もので、メイソン氏は、次の四つの基準を構造的基準として掲げている。⁽⁶⁸⁾

- (1)当該市場にかなり多数の売手と買手が存在すること。
- (2)その何れもが市場の大きな部分を占めないこと。
- (3)いずれのグループ間にも共謀が存在しないこと。
- (4)新規企業による市場参入の可能性があること。

右のメイソン教授の見解と同じような基準を示したものとして、G・J・スティグラー (G. J. Stigler) やローウィン

・エドワーズ(C. D. Edwards)教授等の説がある。右の四つの基準に適合する時、当該市場は、競争が有効に行なわれる市場構造になっていると考えられる。

業績的基準(Performance test)とは、構造的基準の批判を通して出現した概念であり、したがって有効競争の存在は、市場構造の条件よりも企業の成果すなわち産出高の制限、高価格、過剰能力の有無等から適切な判定基準がえられる点に見出される。

業績的基準については、oppenハイム教授やスミス氏以外に、J・W・マーカム(J. W. Markkam)やJ・S・イン(J. S. Bain)教授等の見解もあるが、業績的基準の内容を簡潔にまとめたものとしては、やはりメイソン教授の説が一般的にあげられるので、それを紹介しておくことにしよう。

- (1) 製品および生産過程の改善のために絶えず圧力がかかっていること。
- (2) コストの大幅な切下げと同時に生じる価格の下方への調整が行なわれていること。
- (3) 低コスト操業に必要な企業よりも大きくも小さくもない、もっとも効率的な規模の企業に生産が集中されていること。

(4) 生産能力の産出高への効率的調整が行なわれていること。

(5) 販売活動における資源の浪費を避けること。

以上五つの基準が、メイソンのあげる業績的基準の内容である。⁽⁶⁾

業績的基準論者は、構造的基準を必ずしも全面的に排除しようとするのではなく、両基準をあわせ考慮しようとするものである。⁽⁶⁾

構造的基準論者が一般に、業績的基準を厳しく排撃しようとするのに対して、業績的基準論者は、構造的基準の「静態

説「的性格」に対して、むしろ「動態的見地」から有効競争を重視しようとして業績的基準を主張するものであるといわれる。⁽⁶¹⁾

構造的基準が「量的かつ客観的」性格をもつのに対して、業績的基準は「質的かつ主観的」性格をもつものといえよう。したがって、この基準により独禁法を運用する場合には、運用者の主観や気まぐれに左右される恐れなしとしない。とくに日本の公正取引委員会のように、委員の恣意に左右されやすい情況にあるところでは、業績的基準の強調は、独禁法の運用をますます無意義ならしめる恐れなしとしないであろう。またとくに各企業の業績は、外部から把握し難い性格のものであるだけに、その実際の運用は極めて困難である点からも、業績的基準の強い導入は好ましくない。というのは、かような業績的基準の適用が、構造的基準の適用の場合に比較して、反トラスト政策を一段と緩和する結果になるであろうことは明らかであり、したがって独占擁護の機能を果すことも否定しえない。

一般に業績的基準論者は、経済的効率に重点をおき、経済的効率を高めるためには、ある程度の「独占」はやむをえないと考える独占擁護論者であるといわれる。ニール氏(A. D. Neale)が「業績的基準の立場は、有効競争ではなく有効独占(workable monopoly)に通じる」と指摘している⁽⁶²⁾点は、かなり手厳しい批判ではあるが、問題の核心をついていることは否定しえない。ところでメイソン教授は、構造的基準か業績的基準かの二者択一を主張しているのでなく、両者の総合を説く総合的適用論者であった。メイソン教授は、有効競争の右の代表的二つの基準は「いずれも長所・短所をもつものであり、したがって、これらは互いに排除しあうのでなく、むしろ相補いあうように用いられるべきである」と考えていたのである。⁽⁶³⁾

(6) 反トラスト法研究のための法務長官委員会報告書 (Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws) の立場

本委員会には、S. C. オックスンハイム教授とS. N. バーンズ (Stanley. N. Barnes) 氏の二人を委員長とし、反トラス

ト問題を専攻する主要な法律学者と経済学者とから構成され、本報告書は、これら専門家の一年七カ月にわたる討論の後にとめられたものであるので、本報告に採用されたこの基準は、今日のアメリカにおける有効競争理論の標準的な考え方とみて差支えないであろう。報告書は、「基本的には、構造的基準の立場をとりながら、業績的基準の要素をも加味している」といわれる。⁽⁶⁴⁾ 報告書は、有効競争の判断基準として次の十個の基準をあげている。⁽⁶⁵⁾

(1) 効果的な競争の行なわれる売手ための多数の適切な規模の問題 (a number of effective competitive sellers : the issue of relative size)。競争が有効であるためには、売手の数および規模が問題である。効果的な競争の行なわれる売手の数や規模は、産業によって異なるので一定の数で現わすことはできないが、売手の数が極めて少ないか、規模が極めて大きい場合には競争が効果的であるとはいえないであろう。

(2) 参入の機会 (opportunity for entry)。委員会は、有効競争の条件として、「参入の機会が比較的自由」であるかを極めて重視する。この条件なしには有効な競争は期待しえないからである。

(3) 競争者の独立性 (independence of rivals)。競争者が独立して事業活動を遂行し、共謀や協定のないことが有効競争の主要な条件の一つである。以上の三つの条件が最も重要な有効競争の条件であるが、その外に、

(4) 略奪的排除行為の有無 (predatory preclusive practices)。競争者を、効率とは関係なしに破滅させようとしたり、重大なハンディキャップの下におくような略奪的排除戦略をとることは、有効な競争とは考えられない。

(5) 産業または市場の成長率 (rate of growth of the industry or market)。産業の成長速度は、そのなかにおける競争の直接指標とはならないが、成長率 (rate of growth) は、参入のための合理的機会等を決定する上で重要な意義をもつ。そこで、有効競争の指標となることがあるのである。

(6) 競争的活動に対する市場誘因の特質 (character of market incentives to competitive moves)。利潤への期待や

損失の危険のような市場誘因は、競争が有効に行なわれている時に生じるものである。

(7) 製品差別化と製品同質化 (product differentiation and product homogeneity)。製品差別化は、その強弱により有効競争要因ともなり、独占促進要因ともなる。有効競争の存在の判断基準としては、注意深く製品差別化の果している経済的機能を判別することが必要であろう。製品が同質である場合は、一般に競争市場の範囲が拡大し、競争も一層激しくなるので、一般的には有効競争の条件といえよう。

(8) 競争者の価格に適応するか対抗すること (meeting or matching the prices of rivals)。効率のよい企業の低価格を基準として価格競争が行なわれることが有効競争の本質である。

(9) 過度の収容能力 (excess capacity)。過度の余剰能力の存在は有効競争の条件となるので、一概に余剰能力があるから過当競争だとか、競争が停滞しているとはいえないとみる。

(10) 価格差別 (price discrimination)。価格差別は、常に必ずしも独占のメルクマールとなるものではない。ある程度の価格差別は、競争を有効ならしめる要素であると考えられている。

以上が、委員会報告書の有効競争についての判断基準であるが、構造的基準(1)・(2)・(3)を基礎に据えながら業績的基準をかなり大幅に採り入れた判断基準を示していることは、右に簡単に説明した経緯からも容易に理解されるところだと思ふ。その意味で本説は、構造的基準と業績的基準とを総合した立場といえよう。⁽⁶⁶⁾

(ハ) 裁判所の立場

アメリカ裁判所の立場も、大勢としては、司法長官委員会報告書の立場と同じく両基準の総合的立場に立っていると思われるが、各法律学者や経済学者の見解が各々異なるように、判決もケース毎にニュアンスの違った競争概念の理解の上に立っているようである。⁽⁶⁷⁾

構造的基準を最初に競争概念のなかにもさこんだ判決としては、*フルロフ判決* (U. S. v. Aluminium Co. of America, et al, 148 F. 2d. 416 (2d. Cir. 1945)) と *アメリカ煙草判決* (American Tobacco Co. et al. v. U. S., 228 U. S. 781 (1946)) が有名であるが、その外にも *グリフィス判決* (U. S. v. Griffith et al. 334 U. S. 100. 1948)、*シヤイン・チェン・シファターズ判決* (Schine Chain Theatres Inc. et al. v. U. S. 334 U. S. 100. 1948)、*ピクチャーズ判決* (U. S. v. Paramount Pictures Co., 334 U. S. 131. 1948) 等がある。他方、業績的基準を用いたと思われる判決には、*ナショナル・レッド判決* (National Lead Co. v. U. S., 332 U. S. 319. 1947) や *デハボン・セロフン判決* (U. S. v. Du Pont de Nemours, 353 U. S. 586. 1L. Ed. 2d. 1057. 1957) 等がある。

これらの詳細については、三、四、(寡占市場と有効競争)において、必要な個所で適宜触れることとし、次に有効競争概念のもつ主要な側面を要約的に検討することにより、有効競争概念の総論的分析を終えたいと思う。

四 有効競争概念のもつ三つの主要な側面

(1) 以上のべてきたところから、有効競争概念は、寡占経済構造を前提として、その上で可及的に競争原理を働かせようとする競争秩序維持政策のための政策概念として定立されたものであること、そしてそれ故に独禁法の中核的位置に据えられるべきものであることが理解されたと思う。(一)(四)でのべたように、完全競争概念は、法則概念であると同時に政策概念(価値概念)でもあるという性格をもつものであったのに対して、有効競争概念は、徹頭徹尾政策概念として登場してきたわけである。しからは有効競争概念は、どのような価値実現を目的とした政策概念であるか。

一般的には、競争秩序の維持により、(i) 経済の効率的発展 (ii) 資源の最適配分 (iii) 所得配分の公正 (iv) 完全雇用の実現等を政策目的とした経済政策概念であるといわれる。⁽⁶⁸⁾ かような政策目標をもつものとしての有効競争概念は、市場行

動、市場構造、市場成果の三つの側面から、競争秩序維持を企図して製鍊され構成されつつある近代経済学上の概念である。この概念のポイントは、市場構造の面に基本的視点を据えて、(i)市場構造の市場行動に及ぼす影響、(ii)市場構造に規定された市場行動の市場成果に及ぼす影響を実証的に検討し、(iii)市場成果よりみて、逆に市場行動や市場構造の当否を検討し、不当なものに法的規制を加えんとするものである(ここに反トラスト法の役割を見出そうとする)。

ここでは、完全競争のもつた法則性は後景に退き、もっぱら政策目標とそれに対応する政策手段の適合性、かんが、経験科学的分析の対象とされる。すなわち、有効競争概念の規範概念(≡価値概念)の性格は、一応それとして措定された上で、目的に対する手段の適合性の合理的・体系的追求の学問として、近代経済学は実証的科学たろうとするものようである。

(2)かような近代経済学上の概念が、容易に反トラスト法上の法概念とされうることも理解に難くはあるまい。

反トラスト法は、単純に競争制限行為のみを規制して、競争秩序維持を図ることを目的とするのみでなく、「作用としての競争」のもたらす国民経済的効率をも期待する故にこそ、競争秩序維持のための規制基準として、有効競争概念を反トラスト法のなかに導入しているのである。日本の独禁法が、市場行動規制(三条)のみでなく、市場構造規制のための条項(第四章の規定の多く)をおかざるをえなくなった経緯は前述したとおりである。一九五〇年、セラー・キフォーバー法(Celler-Keafaver Act)により、クレイトン法第七条が一層強化されたのは、企業合同によりもたらされる市場構造の寡占化が、市場行動や市場成果に反競争的に影響を及ぼすことを阻止するためであった。近年アメリカでは、有効競争理論を補完する面をもつ産業組織論が発展せしめられて、企業集中(売手集中や買手集中)、参入障壁、製品差別化等の市場構造要因の、市場行動や市場成果に及ぼす反競争的影響についての実証的研究が進められている。また他面では、市場成果の測定から、市場行動や市場構造の反競争性(経済的効率性や資源配分の最適性の基

準に照らして)を判定し、有効な反トラスト政策をそれから割り出そうとする研究⁶⁹⁾も進められている。たとえば、売手集中、参入障壁、製品差別化等のうちのどの要因が、産業間利潤率の格差発生にどのような影響を与えているかを調査⁷⁰⁾(各種利潤率を従属変数とし、市場構造要因を独立変数とする多元回帰方程式を分析してうる方法を用いて)し、どの構造要因に強力な反トラスト政策を適用すべきか、あるいはそのためどのような手段を講ずべきか等を究明しようとするものようである。そこでいう有効競争には、「市場構造と市場行動のパターンは、それらが系統的に市場成果にかかわっている限りにおいてのみ意味があり、構造と行動は、究極的には、両者が導く成果のパターンで計測してのみ評価されうる」という前提がおかれている。そこにおける有効競争概念は、市場成果(国民経済的効率性や資源の最適配分等)に寄与する限りで価値ありとされる概念であるといえよう。

ここに有効競争概念が、経済学あるいは経済政策学上の概念であるのみならず、反トラスト法上の法概念でもありうる根拠が見出されるであろう。

谷村公取委員長が、一九七一年の年頭の辞において、⁷¹⁾本年の独禁政策の第一重点目標を「寡占的市場における有効競争の確保」におくことを宣言していることは、日本経済の置かれてある今日的情況を適確に把握していることの証拠であろうが、それだけに日本の独禁法においても、競争概念の一層の社会科学的一一経済学的・法律学的といってもよい——分析が進められ、競争概念の精緻化がなされると同時に、その科学的運用が強く期待されるところである。

(1) 価値概念としての政策概念の客観性については、論議のあるところを、Max Weber, "Die Objektivität sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis" (Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 19, 1904), 294-306に於ける説が多いが、政策概念としての有効競争概念を目的概念として、独禁法上の条文をその手段とみると、目的に対する手段の適否の問題として、ある程度客観的、効率的に、その当否を判断しうるであろう。

(2) ここでは、近代経済学に対する意味で、アダム・スミス、リカード、マルクス等価値論の基礎の上にたつ経済理論を、価値経済学と総称して用いた。経済学者に対してこのような呼び方が通用するかどうかは知らないが、ここではあくまで便宜上の名称としてこのように用いておく。

(3) 久留間敏造編、*Max-Lexikon zur Politischen Ökonomie* にも、また寺園徳一郎・資本と競争（ミネルバ書房）にもそのような完全競争という語は使用されていない。

(4) 大阪市大経済研究所編、*経済学小辞典*（昭和三五年岩波書店）一四三頁より引用。

(5) 久留間編・前掲レキシコン一七九頁参照。

(6) これは自由主義経済学の原理原則であったといえよう。シンガーは、純粹競争の経済モデルには、次の五つの特色があるという。(1)多数の売手と買手のいること、(2)標準化された製品であること、(3)参入や参出の自由であること、(4)いかなる個人的な売手や買手も価格に影響を与えないこと、(5)共謀のないこと。これらの条件をシンガーは純粹競争の条件とする（E.M. Singer, *Antitrust Economics*, pp. 15—16）。なお純粹競争という場合の純粹は、凡ゆる独占的要素のないことという。

(7) 出石邦保「米国における反独占政策と競争の理論」一〇三頁。

(8) 星川順一・価格体系と経済機構（一九六九年新評論）九頁。

(9) 星川・前掲書九頁。

(10) 妹尾明「競争をめぐる二三の問題について」公正取引一〇三号一三頁。

(11) 妹尾・前掲論文一三頁、久留間編・前掲レキシコン参照。

(12) 妹尾・前掲論文一三頁。

(13) 商品の販売過程における競争は、経済学的には、この三つの側面に分けられるが、独禁法は、売手間、買手間の競争のみを把握し、売手・買手間競争は把握していない。ただ公正な取引方法第二条七項の五号（自己の取引上の地位の不当な濫用禁止）は、売手・買手間の競争を法的に評価しているといえるのではないかと思われる。

(14) 久留間編・前掲書目次では、「資本論」における競争の機能的側面を詳細に分析していて、大いに参考になる。

(15) 経済学批判要綱Ⅲ四八九頁参照。

(16) 前掲書五九九—六〇〇頁。

- (17) 馬場克三・株式会社金融論(昭和四〇年)三八—三九頁。
- (18) 馬場・前掲書三九頁参照。中村通義・株式会社論(一九六九年)八四—八六頁参照。
- (19) 準則主義による株式会社法の制定されたのは、ドイツでは一八七〇年、フランスでは一八六七年である。
- (20) 「大量生産と分配は、不可避免的に近代企業の下に独占の要素を注入し」、「競争は純粹でも完全でもない」ことを示してきた。
- G. W. Stocking, *Workable Competition and the Legality of Trade Association Activities*, 21 *Univ. of Chicago L. Rev.* p.527 (1954)
- (21) Hillebrand, *Finanzkapital* (1905) 第三篇十一章利潤率均等化の障害とその克服から十五章まで参照されたい。
- (22) 完全競争の仮定から直ちに有効競争理論に転化するのではなく、E・H・チェンバリンの独占的競争理論(The Theory of Monopolistic Competition 一九三二年)やJ・ロビンソンの不完全競争理論(*Economics of Imperfect Competition*. 一九三三年)等の理論を経過して、メイソンやクラークの有効競争理論に移って行ったのである。
- (23) 神田忠雄外・競争の経営学(叢書現代経営学)二二七頁引用。
- (24) 神田忠雄外・前掲書二二七頁参照。
- (25) 神田外・前掲書二二八頁参照。
- (26) この点については、拙稿「懸賞広告の規制」なる論理において述べておいた(実務法律時報三三号の参照)。
- (27) J. K. Galbraith, *American Capitalism: The Concept of Countervailing Power*. p.44 (1952).
- (28) G. J. Stigler, *Antitrust Economics*. p.15., *Attorney General's National Committee*. p.337. (1955). 小西唯雄・前掲書八九頁。
- (29) シュンペーターによれば、「完全競争モデルは、ただ不可能であるばかりでなく、劣等なものであり、理想的モデルとして設定されるべき何らの資格を有しないものである」。(A・シュンペーター著・資本主義・社会主義・民主主義)上(東洋経済昭三七年)第七章。J. M. Clark, *Toward a Concept of Workable Competition*, 30 *American Economic Review*, 241 (June, 1940), M. A. Adelman, *Effective Competition and the Antitrust Laws*, 61 *Harv. L. Rev.*, pp.1289—1350 (Sept. 1948).
- (30) クラークやメイソンは、有効競争理論を三つの側面に分けて、各側面を考察している。
- (31) 産業組織論の専攻者は、この点について皆のべているが、その最も代表的なのは、J・S・メイン(宮沢監訳)・産業組織論(上下)・R・ケイバス(小西訳)・産業組織論等がその裾野を拡げていると考える。

- (32) リチャード・ケイバス著・小西唯雄訳・産業組織論(昭四三東洋経済新聞社)二五頁。
- (33) J・S・ベイン著・宮沢健一訳・産業組織論上(昭四五丸善)一一二頁。
- (34) ベイン著・産業組織論上(一一二—一二七頁)。
- (35) 拙稿「管理価格規制のための独禁法理論」上(下)公正取引一六二号一六三号において、コンシャス・パラレリズムの問題に触れたことがある。
- (36) ベイン著・産業組織論上(二五三—二五八頁参照)。
- (37) ベイン著・産業組織論上(三三九—三四六頁参照)。
- (38) この点については、後述するであろう Penn-Olin Case (378 U. S. 158, 1964) は、この問題に関する最高裁の注目すべき判決である。かような判決の基礎には、やはり、前掲ケイバスやベイン教授等の産業組織論における参入障壁—潜在的競争の理論が横たわっているようである。この点については四、で潜在競争の問題について詳論するつもりである。
- (39) E. H. Chamberlin, *The Theory of Monopolistic Competition, A Re-Orientatation of the Theory of Value* (1933) 上のチエンバリンの論文と殆んど同時に、ロビンソン (J. Robinson) の *Economics of Imperfect Competition* (1933) において、寡占経済把握の理論化のため、従来の完全競争理論に代る理論を出してきた。これらを受けて、メーソン、クラーク、ステイグラ教授等の有効競争論が出てくるが、ケイバスやベイン教授等の産業組織論の原型もそこにあったといえるのではなからうか。
- (40) ケイバスやベインの産業組織論の目次を一見すればわかるように、有効競争理論における市場行動、市場構造、市場成果を実証的に深めようとする経済学であることは明瞭である。
- (41) Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws (March, 1955) pp.318—338.
- (42) G. W. Stocking, *ibid.* pp.245—246.
- (43) U. S. v. Aluminium Co. of America, et al, 148 F. 2d. 416 (2d. Cir. 1945).
- (44) American Tobacco Co. et al. v. U. S. 328 U. S. 781 (1946).
- (45) G. W. Stocking, *Economic Change and the Sherman Act: Some Reflection on Workable Competition*, 44 Va. L. Rev., pp. 537, 540 (1958).
- (46) 従来反トラスト法では、事業者の行為が規制対象とされてきたのに対し、支配力そのものが、あるいは支配力をもつ企業規模

そのものが規制の対象となれるに至ったという意味で、本件はまさに劃期的な事件である。

- (47) G. W. Stocking, *ibid.*, p.243.
- (48) G. W. Stocking, *ibid.*, p.28—29.
- (49) 小西唯雄・前掲書八四頁、ストックキングは「有効競争は、私的企業体制下で、実際に達しえられない市場調整(market arrangements)の最上のものである(Stocking, *ibid.*, p.243)」として強力な反トラスト政策を主張する。
- (50) 条理の法則は、スタンダード・オイル・カンパニー事件(一九六一年)で、最高裁が導入した法原則で、取引制限を「正当な取引制限と不当な取引制限とに分け、不当な取引制限のみをシャーマン法違反とする」という考え方である。この点については、スキントヤW・ブダムスの次の論文に詳しく。G. W. Stocking, The Rule of Reason, *Workable Competition and Monopoly*, 64 *Yale L. Jour.*, pp.1112—1128 (1955), Walter Adams, The "Rule of Reason": *Workable Competition and Workable Monopoly?* *Yale L. Jour.*, pp.350—354 (1953—54).
- (51) G. W. Stocking, *ibid.*, p. 244.
- (52) G. W. Stocking, *ibid.*, p.244.
- (53) G. W. Stocking, *ibid.*, p.252.
- (54) S. C. Oppenheim, *Federal Antitrust Legislation: Guideposts to Revised National Antitrust Policy*, 50 *Mich. L. Rev.*, pp. 1154—1158, G. W. Stocking, *ibid.*, p.254.
- (55) G. W. Stocking, *ibid.*, p.252.
- (56) G. W. Stocking, *ibid.*, p.255.
- (57) G. W. Stocking, *ibid.*, p.256.
- (58) 小西唯雄・反独占政策と有効競争 一〇〇頁参照。
- (59) 小西唯雄・前掲書一一〇頁参照。
- (60) 小西唯雄・前掲書一一頁参照。
- (61) 小西唯雄・前掲書一一八頁。
- (62) Neale, *The Antitrust Laws of the U. S. A.*, p.487 (Cambridge Univ. press) 1960.

- (63) 小西唯雄・前掲書二二五頁引用。
- (64) H. J. Levin は、この規準は、構造的基準と業績的基準を結合しようとしているとして理解する。 Business Organization and Public Policy p.6. (1958), 小西・前掲書九七頁。
- (65) Report of the Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws, pp.325—333 (1955).
- (66) ワトソンは、このレポートの立場を構造的基準の代表とみる(前掲書二〇一六七頁)。しかしこれはおかしい。
- (67) 今日では、一般的には反トラスト法学者によってもそう考えられているようであるが、何れにウェイトがおかれているかは、各ケース毎に検討する以外にきめ手はない。
- (68) 熊谷尚夫・経済政策原理(一九六八年岩波書店)二七—二八頁。
- (69) ベイン著・宮沢監訳・産業組織論四〇三頁。
- (70) 植草益「利潤率と市場構造要因」三田学会誌六三卷七号参照。
- (71) 雑誌公正取引・一九七一年一月号年頭の辭において、谷村委員長が三つの目標を掲げているが、有効競争の確保が第一にあげられている。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XXII No. 1

SUMMARY OF ARTICLES

Examination of
the Concept of Competition
in the Antimonopoly Act (1)

Akinobu TANSO
Professor of Economic Law
Faculty of Law, Hokkaido University

The concept of competition in the Antimonopoly Act is one of the most important criteria to decide whether or not any act of entrepreneur causes a substantial restraint of competition or tends to impede fair competition.

But the definition of competition prescribed in Section 2 (4) of this Act is not always useful as the criteria of judgement thereof. Therefore, the purpose of this article is to examine how the concept of competition in the Antimonopoly Act should be made up to control restraint of competition and impeding competition. For this purpose, the writer thinks that the concept of competition in the Antimonopoly Act should be made up in accordance with forms of restraint of competition and impeding competition in each type of the market structure. In this article he intends to examine those points.

This article consists of following six chapters. In this paper (No. 1, Vol. 22, THE HOKKAIDO LAW REVIEW), however, the writer tried to explore only first two chapters of them. The remainings are to be published later. Contents of this article are :

Introduction—Significance of examining the concept of competition.

Chapter 1 Meaning of competition prescribed in Section 2 (4) of Antimonopoly Act.

Chapter 2 Transition from the concept of Perfect Competition to the concept of Workable Competition.

Chapter 3, 4 Oligopoly market structure and workable competition.

Chapter 5 Small and medium-sized enterprise market structure and excessive competition.

Chapter 6 Dual structure of economy and duplication of competition.

Conclusion